

○国土交通省告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前、字高畔及び字大林、別府字穴ノ谷、字堂ノ谷、字寺谷、字ビワガイチ及び字橋向並びに河原町佐貫字若桑谷、字千切谷、字平尾、字堤ノ内、字築紫谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上台、字岡崎及び字大星地内
- 2 使用の部分 鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字熊谷口、字安岡口、字的場、字安岡、字山ノ神谷口、字山神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北谷口、字北谷ノ内本谷、字小谷平、字大由婦里谷奥、字柱谷ノ内ゴフロ谷、字柱谷奥及び字柱谷ノ内スケガ谷並びに別府字妙ヶ平、字穴ノ谷及び字堂ノ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬地内から鳥取市本高地内までの延長24.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間に係る高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79

号) 第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされているため、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「姫路鳥取線」という。）は、兵庫県姫路市を起点として、岡山県を経て鳥取県鳥取市に至る延長86kmの路線である。

姫路鳥取線の沿線には、山陰地方の中心都市の一つである鳥取市があるが、同市には毎年多くの観光客が訪れる鳥取砂丘等の観光資源があり、また、二十世紀梨を代表とする農作物も京阪神を中心に多く出荷されている。しかしながら、鳥取市を含め中国地方東部を南北に縦断する山沿いの地域には高速交通ネットワークが存在しない。このため、本件事業の完成は地域の連携強化や地域産業の活性化に寄与するものと期待されている。

また、「全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」」（平成10年3月閣議決定）及び「中国地方開発促進計画」（平成11年3月閣議決定）においては、地域内外の連携強化を図る高規格幹線道路として位置付けられている。

一方、本件区間に並行する一般国道53号の区間（以下「並行区間」という。）は、2車線で既成市街地を通過しており、交通渋滞が慢性的に発生している状況にある。

平成11年度道路交通センサスによると、並行区間の交通量は、鳥取県八頭郡智頭町智頭地内において10,077台/12h、鳥取市用瀬町用瀬地内において14,301台/12h、混雑度はそれぞれ1.34、1.76となっている。また、平成16年に鳥取県幹線道路協議会が策定した「新しい渋滞対策プログラム」において、鳥取市内の源太橋交差点と吉成交差点が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業の完成により、鳥取市を南北に縦断する自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られるとともに、並行区間における交通渋滞が緩和され、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

また、事業中の姫路鳥取線の全線が開通すれば、高速自動車国道中国縦貫自動車道と連結し、高速交通ネットワークが形成されることから、地域内外の連携が強化され、沿線地域の活性化に寄与するものと期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、鳥取県が平成8年に環境影響評価を実施し、環境基準を満足していると評価されている。また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成17年3月に任意に再評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると

認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、鳥取県鳥取市から高速自動車国道中国縦貫自動車道に至る高速交通ネットワーク形成の一区間の整備及び並行区間における交通渋滞の緩和等を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級及び第1種第3級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月8日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、姫路鳥取線の通過する地域においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、並行区間は交通渋滞が発生しており、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめら

れ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県鳥取市役所